

第15回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名.....第15回安曇野市景観審議会.....
- 2 日 時.....平成24年5月17日(木).....午後2時から午後3時30分まで.....
- 3 会 場.....安曇野市豊科総合支所 第2会議室.....
- 4 出席者.....藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、浅川委員、
田中委員、川井委員、遠藤委員、宮崎委員、高松委員、唐澤委員.....
- 5 市側出席者.....都市建設部：新家部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、中嶋主査、
丸山主査.....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....0人.....記者.....0人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成24年5月22日.....

協 議 事 項 等

1. 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - ①前回審議会の議事確認
 - ②屋外広告物条例のしおり
 - ③景観条例の運用状況
- 4 今後の予定等
- 5 閉 会

審議会議事14
審議会資料5
審議会資料6
審議会資料7

2. 提示資料

- 審議会議事14 景観審議会議事要録（意見整理）
- 審議会資料5 屋外広告物条例のしおり
- 審議会資料6 景観条例の運用状況
- 審議会資料7 今後のスケジュール

3. 審議会配布資料

- ①安曇野市景観条例（改正版）
- ②安曇野市景観条例施行規則（改正版）
- ③安曇野市屋外広告物条例
- ④安曇野市屋外広告物条例施行規則

4. 議事要録（意見整理）

- ・委員からのご意見
- 事務局の回答

1)屋外広告物条例のしおりについて

- ・安曇野市屋外広告物条例のしおりの13ページに、公職選挙法に基づく選挙のために表示・設置するものとあるが、これは通常の選挙で場所を決めて貼り出すポスターのイメージか。個人の顔写真はこれに該当しないのではないか。5,000部印刷したということだが、5～6ページに地図が載っているが、ずれている。修正はできないか。下の部分で重複して写っているように見える所がある。（委員）

→印刷の技術上非常に難しいようである。この地図の表記の仕方、例えば安曇野排水路が2

カ所あるということにはならないと思うので、安曇野市を1種から3種まで規制地域を区分し、それを概念的に示した地図ということで認識をお願いしたい。場所などは施行規則で謳っている。この場所はどの区域か照会があれば、地番に基づいてきちんと説明していく。あくまでも分かりやすく表現したしおりということで、主旨をご理解していただきたい。(事務局)

・選挙についてはどうなのか。(委員)

→公職選挙法に基づくものは選挙の際に候補者を掲載しているポスターで、個人の顔写真などは、個人の意思の「～反対」であるとか、「～教支持」と同じ扱いになり、公職選挙法に基づくものではない。はり紙はり札など形態にもよる。禁止物件には表示してはいけない。ガードレール・信号などに表示した段階で違法になる。(事務局)

・田んぼに貼ってあるようなものも該当するか。(委員)

→個人の自己用のものを敷地内に一定基準以下での表示であれば、適用除外となる。(事務局)

・今からしおりの修正は可能か。(委員)

→現在印刷済みのしおりについては無理だが、今後増刷再発行するには必要な箇所について修正していく。(事務局)

・表紙の写真が道路を継ぎ足したものという印象があり、どうしてこういう写真を使ったのか。広告物条例のしおりというよりは、道路の案内という印象が非常に強い。広告物の写真がなく、意図があまり読みとれない。むしろ美しい景観の写真がいい。11ページの手続内容のⅢ-2許可申請に必要な添付書類の横に(規則第4条)とあるが、ここだけ条例ではなく規則になっていて、我々は施行規則だと分かるが、一般の方はいきなり見ても分からないと思うので、安曇野市屋外広告物条例施行規則と表示したほうがいいと思う。(委員)

→表紙に大きな1枚の写真を使うことも考えたが、個人の看板を掲載してしまうといろいろあるので、あまりはっきり特定されないための写真を考えた。次回また意見をお聞きして検討したい。(事務局)

・1ページの屋外広告物の定義とあり方の中で、一定の期間とあるが、どのくらいを想定しているのか。(委員)

→具体的な数字はないが、景観の場合は30日を超えるものが対象になる。屋外広告物も運用の中で30日くらいになると考えている。(事務局)

・例えば住宅メーカーの見学会などの立看板やのぼり旗を短期間表示するものの扱いはどうなのか。(委員)

→大きさや規模にもよるが、第1種規制地域についてはアドバルーンも設置できない。期間関係なくアドバルーンなどは難しいと考えている。いろいろなパターンがあるので、内容を十分に精査し、行事のものか、広告なのかの判断もあるので、一つ一つケースに合わせて判断していきたい。(事務局)

・道路標識やガードレールへ看板が設置されていることがあるが、条例上禁止物件への設置なので、例え一定期間以内であってもだめである。10月条例施行に向けて周知徹底しないといけない。今までも違法であると思うが、場合によっては関係会員に何か説明する機会を設けてもいい。(委員)

・常時又は一定の期間の解釈の中では、確かトラックに何かを書いて道路を走行しても常時一定期間ではないので、屋外広告物条例の対象にはならないと例規にある。おそらくそれらを参考にしていてと思う。例え1日・2日であっても立看板を設置する場合は、広告物なのでそれを電柱に貼れば違法という解釈だと思う。(委員)

→過去の事例も参考にして判断していきたい。(事務局)

2) 景観条例の運用状況について

・景観の行為の届出があった時に設計士さんとかサインの企業が係わっている場合はいいが、例えば丘砂利採取の現場の標識は正式に表示されているが、使い回しのコンパネ、汚れた泥のついたままのところ許可を得た標識看板をビニール袋に入れて画鋲でとめてあるような状況が見られる。確かにやってはあがるが美しくはない。届出があった際にラミネーターは数千円で買えるので、ラミネートしてくださいとか、コンパネを使い回しせず、きれいな現場を保ってくださいとか指導してほしい。(委員)

- ・ 景観の標識の看板が大きくてラミネート出来ないのではないか。(委員)
 - ・ 相談すればA3の大きさの標識看板も出来る。ラミネートでなくても保護するシートも高くないものが売っている。サインの会社に依頼すれば高いものではない。きれいな景観を維持するためには多少の出費も仕方ないと思う。(委員)
- 景観を守るべき届出の看板が汚いとアンバランスなので、きれいに標識看板を設置するように指導していきたい。確かに現場へ設置する標識看板が大きすぎると扱いづらいと思う。安曇野市屋外広告物条例の標識看板のサイズを横40cm以上縦27cm以上と小さくした。いくらか問題点を解消できるかと思う。(事務局)
- ・ 先日都市計画審議会で三田地区の地区計画の話があった。本来地区計画は地元の地権者や区画整理などに関係してくると思うが、安曇野市の特定開発の一定の基準を満たせば認めるという面積を超えているために、民間の分譲にもかかわらず、地区計画に制度上移すしかない案件があり、その場の席で認めるにあたっては、緑化するか景観に配慮してもらわなければいけないという意見が出た。当初想定はしていなかったかもしれないが、今後同じような形で民間分譲も地区計画で上がってくるケースも考えられるので、それについては非常に景観にも大きく影響してくるので、もし可能であれば、景観審議会の中で報告をするなり、意見を聴取することなども検討してもらいたい。(委員)
- 今後の参考にしたい。(事務局)
- ・ 審議会資料6の2ページの表の中に、『屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積』について掘金で2件あったと記載があるが、面積100㎡超又は堆積の高さが3m超の規模の、これらの行為についてどういった形状のものであったか説明してほしい。というのは安曇野市の中で産廃反対という意見も聴くが、こういった堆積物を目に見える形で置いておくといかがなものかと思う。もし致し方ない場合は周りを緑化するとか、見えないようにするなどの取り組みが出来ないのか。(委員)
- 内容を具体的に説明できないが、土の堆積ということで、団子状に盛るのではなくて、ある一定の勾配をつけて平らにして、土砂置き場の形であると思われる。周りは飛散防止の柵などがあったと思う。飛散防止の柵も工事用のものがある。今後届出があれば景観に配慮するように指導していきたい。(事務局)
- ・ 『屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積』の具体的な内容について分かったら、今後説明をお願いしたい。(会長)